



報告事項3

屋外広告物許可件数について

屋外広告物許可件数

屋外広告物を表示又は掲出する物件を設置する場合には、適用除外で許可不要となる場合を除いて、市長の許可を受ける必要があります。

また、屋外広告物の許可には許可期間が設けられています。許可期間後も、引き続き屋外広告物を設置する場合には、更新の手続きをする必要があります。更新手続きの際には、安全点検報告書の提出を義務付けているため、所有者等が定期的に点検の実施や改修作業を行うよう、制度化しています。

		平成29年度	平成30年度	令和元年度
新規	件数(件)	73	49	32
	手数料(円)	294,450	352,800	211,050
更新 (変更・改造)	件数(件)	71	91	75
	手数料(円)	<u>1,286,730</u>	607,250	428,400

東電の電柱広告の更新がある年は、東電の手数料だけで約80万円になるため、年度によって歳入に大きな差があります。(看板の枚数は約2,000枚ありますが、「件数」は1件としています)

